13　１及び２（いずれもハを除く。）については、夜間（午後６時から午後10時までの時間をいう。以下同じ。）又は早朝（午前６時から午前８時までの時間をいう。以下同じ。）に指定訪問看護を行った場合は、夜間・早朝訪問看護加算として2,100円を所定額に加算し、深夜（午後10時から午前６時までの時間をいう。以下同じ。）に指定訪問看護を行った場合は、深夜訪問看護加算として4,200円を所定額に加算する。

14　利用者が次のいずれかに該当する場合は、所定額は算定しない。ただし、別に厚生労働大臣が定める場合については、この限りでない。

イ　病院、診療所及び介護老人保健施設等の医師又は看護師等が配置されている施設に現に入院又は入所している場合

ロ　介護保険法第８条第11項に規定する特定施設入居者生活介護又は同条第19項に規定する認知症対応型共同生活介護の提供を受けている場合

ハ　他の訪問看護ステーションから現に指定訪問看護（注２及び注４の場合を除く。）を受けている場合（次に掲げる場合を除く。）

⑴　注１に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者が現に他の１つの訪問看護ステーションから指定訪問看護を受けている場合

⑵　特別訪問看護指示書の交付の対象となった利用者であって週４日以上の指定訪問看護が計画されているものが現に他の１つの訪問看護ステーションから指定訪問看護を受けている場合

⑶　注１に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者であって週７日の指定訪問看護が計画されているものが現に他の２つ以下の訪問看護ステーションから指定訪問看護を受けている場合

⑷　注２又は注４に規定する緩和ケア又は褥瘡（じょくそう）ケアに係る専門の研修を受けた看護師の指定訪問看護を受けようとする場合

０１－２　精神科訪問看護基本療養費（１日につき）

１　精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)

イ　保健師、看護師又は作業療法士による場合

⑴	週３日目まで　30分以上の場合	5,550円
⑵	週３日目まで　30分未満の場合	4,250円
⑶	週４日目以降　30分以上の場合	6,550円
⑷	週４日目以降　30分未満の場合	5,100円

ロ　准看護師による場合

⑴	週３日目まで　30分以上の場合	5,050円
⑵	週３日目まで　30分未満の場合	3,870円
⑶	週４日目以降　30分以上の場合	6,050円
⑷	週４日目以降　30分未満の場合	4,720円

２　精神科訪問看護基本療養費(Ⅱ)　1,600円

３　精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ)

イ　保健師、看護師又は作業療法士による場合

⑴　同一日に２人

①	週３日目まで　30分以上の場合	5,550円
②	週３日目まで　30分未満の場合	4,250円
③	週４日目以降　30分以上の場合	6,550円
④	週４日目以降　30分未満の場合	5,100円

⑵　同一日に３人以上

①	週３日目まで　30分以上の場合	2,780円
②	週３日目まで　30分未満の場合	2,130円
③	週４日目以降　30分以上の場合	3,280円
④	週４日目以降　30分未満の場合	2,550円

ロ　准看護師による場合

⑴　同一日に２人

①	週３日目まで　30分以上の場合	5,050円
②	週３日目まで　30分未満の場合	3,870円
③	週４日目以降　30分以上の場合	6,050円
④	週４日目以降　30分未満の場合	4,720円

⑵　同一日に３人以上

①	週３日目まで　30分以上の場合	2,530円
②	週３日目まで　30分未満の場合	1,940円
③	週４日目以降　30分以上の場合	3,030円
④	週４日目以降　30分未満の場合	2,360円

４　精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ)　8,500円

注１　１については、指定訪問看護を受けようとする精神障害を有する者又はその家族等（注２に規定する者及び注３に規定する同一建物居住者を除く。）に対して、その主治医（保険医療機関の保険医であって精神科を担当するものに限る。以下この区分番号において同じ。）から交付を受けた精神科訪問看護指示書及び精神科訪問看護計画書に基づき、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの保健師、看護師、准看護師又は作業療法士（精神障害を有する者に対する看護について相当の経験を有するものに限る。以下この区分番号において「保健師等」という。）が指定訪問看護を行った場合に、利用者１人につき、精神科訪問看護基本療養費(Ⅲ)及び区分番号０１の訪問看護基本療養費（１のハ及び２のハを除く。）を算定する日と合わせて週３日（当該利用者の退院後３月以内の期間において行われる場合は週５日）を限度として算定する。

２　２については、指定訪問看護を受けようとする精神障害を有する者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害福祉サービスを行う施設又は福祉ホームに入所している複数のものに対して、それらの者の主治医から交付を受けた精神科訪問看護指示書及び精神科訪問看護計画書に基づき、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの保健師等（准看護師を除く。）が同時に指定訪問看護を行った場合に、週３日を限度として算定する。

３　３については、指定訪問看護を受けようとする精神障害を有する者又はその家族等（注２に規定する者を除く。）であって、同一建物居住者であるものに対して、その主治医から交付を受けた精神科訪問看護指示書及び精神科訪問看護計画書に基づき、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの保健師等が指定訪問看護を行った場合に、利用者１人につき、精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)及び区分番号０１の訪問看護基本療養費（１のハ及び２のハを除く。）を算定する日と合わせて週３日（当該利用者の退院後３月以内の期間において行われる場合は週５日）を限度として算定する。

４　４については、指定訪問看護を受けようとする精神障害を有する者（入院中のものに限る。）であって、在宅療養に備えて一時的に外泊をしている者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対し、その主治医から交付を受けた精神科訪問看護指示書及び精神科訪問看護計画書に基づき、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの保健師等が指定訪問看護を行った場合に、入院中１回（区分番号０１の注１に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者の場合にあっては、入院中２回）に限り算定できる。この場合において、同一日に区分番号０２に掲げる訪問看護管理療養費は算定できない。